

WOOD コレクション実行委員会設置要綱

（設置目的）

第1 「東京の木 多摩産材」をはじめとする日本各地の地域材を活用した建材や家具などの木材製品の展示商談会である WOOD コレクションを運営するため、WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。WOOD コレクションとは、「WOOD コレクション（モクコレ）」（以下「モクコレ」という。）の展示会を指す。

（所掌事項）

第2 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) WOOD コレクションの企画に関すること。
- (2) WOOD コレクションの広報に関すること。
- (3) WOOD コレクションの実施に関すること。
- (4) 委員会の運営に関すること。

（委 員）

第3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第4 委員長は、東京都産業労働局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、議長を務める。また、関係団体等に会議への出席を求めることができる。
- 4 委員長が不在のときは、東京都産業労働局農林水産部長がその職務を代行する。

（任 期）

第5 委員の任期は、委員長が指定する日までとする。

（監 事）

第6 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局）

第7 委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局農林水産部内に WOOD コレクション事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局農林水産部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

(企画選定委員会)

第8 委員会は、運営を委託する業者を審議し選定するため、WOOD コレクション企画選定委員会を置く。

(事務規程等)

第9 委員会に係る事務規程及び財務規程については、事務局長が定めるものとする。

(会 計)

第10 実行委員会の経費は、負担金、出展料及びその他収入をもって充てる。

(その他)

第11 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から適用する。

(別表 1) WOOD コレクション実行委員会

実行委員会委員
東京都 産業労働局長 (実行委員長)
東京都 産業労働局 農林水産部長
林野庁 林政部 木材利用課長
長野県 林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室長
一般社団法人 全国木材組合連合会 常務理事
全国森林組合連合会 系統事業部長
一般社団法人 東京都木材団体連合会 事務局長
東京都森林組合 専務理事
一般社団法人 東京都森林協会 事務局長
株式会社東京ビッグサイト 理事 総務部長
公益財団法人東京都農林水産振興財団 事務局長

(別表 2) WOOD コレクション実行委員会監事

監 事
東京都 産業労働局 総務部 計理課長

(別表 3) WOOD コレクション実行委員会事務局

事務局員
東京都 産業労働局 農林水産部長 (事務局長)
東京都 産業労働局 農林水産部 森林事業推進担当課長
東京都 産業労働局 農林水産部 森林課職員